

【資料】 国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「ベンガル湾海洋境界画定事件」（バングラデシュ／ミャンマー）国際海洋法裁判所判決

判決

- I. 裁判手続の経緯
- II. 両当事国の申立
- III. 背景となる事実
- IV. 本件紛争の主題
- V. 裁判所の管轄権
- VI. 適用のある法
- VII. 領海 (以上、本号)
- VIII. 排他的経済水域と200カイリ内の大陸棚
- IX. 200カイリを超える部分の大陸棚
- X. 不均衡性の基準
- XI. 境界画定線の設定
- XII. 主文

Wolfrum裁判官の宣言

Mensah及びOxman各特任裁判官の共同宣言

はしがき

以下に訳出するのは、2012年3月14日に国際海洋法裁判所（ITLOS）が言い渡した「ベンガル湾海洋境界画定事件」（バングラデシュ／ミャンマー）（第16号事件）に関する判決である。

ベンガル湾の当該海域は、バングラデシュ、ミャンマーのほか、インドとス

リランカに接している。バングラデシュとミャンマーの間では古くから海洋境界をめぐる紛争があり、第三次国連海洋法会議開催中の1974年から外交交渉が続けられたが、決着しなかった。2008年に入り両国間での紛争が悪化し相互に軍艦を派遣して睨み合うという事態になり、2009年に、ミャンマーは、バングラデシュを被告として国連海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続を開始した。その後、両国が一旦ITLOSの管轄権を認める宣言を行いITLOSに紛争が付託され正式に受理され裁判手続が進められたが、更にその後ミャンマーがその宣言を撤回するという経緯を経て、裁判が行われた。本判決でITLOSの管轄権について述べられているのは、そういう事情による。

本判決は、ITLOSにとって初の海洋境界画定事件である。海洋境界画定事件は、これまで国際司法裁判所(ICJ)と仲裁裁判でしか扱われておらず、ITLOSが海洋紛争の王道ともいえる海洋境界画定紛争を適切に処理できるかどうかが目された。また、本件事件は、200カイリを超える海洋境界画定の問題が審理された初の国際裁判としても、注目された。最終的に、領海、排他的経済水域及び200カイリ内の大陸棚の境界画定線について、22人の裁判官のうち21人が、200カイリを超える大陸棚の境界画定線について20人が、賛成票を投じた。いずれについても、両国が選任した特任裁判官2人が賛成している。このように、判決自体、ほぼ全員一致に近い票決であった¹⁾。

バングラデシュとミャンマーはいずれもITLOSに国籍裁判官を有しておらず、両国とも、特任裁判官を選任した。その両特任裁判官は、判決に賛成票を投じつつ共同宣言を付している。本資料では、この共同宣言も参考までに訳出した。

他方、多くの裁判官の賛成を取りまとめるため、判決の論理が曖昧となっているという指摘もある。Wolfrum裁判官の宣言がこの点の参考となると考え、こ

1) 訳者注：訳者は、この判決の言い渡しを裁判所内で傍聴した。閉廷し裁判官たちが退廷した直後に、両国の代表らが互いに相手に歩み寄り、握手し抱擁した姿が印象的であった。裁判の勝ち負けよりも紛争が解決したことそれ自体への喜びの表現であったと思われる。国際紛争が長く続き軍事衝突の恐れすらあった問題が、このように国際裁判により解決されたことは、国際裁判の理想的な在り方であるといえよう。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

れも訳出した。

なお、バングラデシュは、ほぼ同時期にインドに対しても、附属書Ⅶ仲裁手続を開始した。このITLOS判決の後の2014年7月7日に、附属書Ⅶ仲裁裁判所が判決を言い渡している。

【翻訳】「ベンガル湾海洋境界画定事件」(バングラデシュ／ミャンマー) 国際海洋法裁判所判決

目 次²⁾

I. 裁判手続の経緯	1～ 30項
II. 両当事国の申立	31～ 32項
III. 背景となる事実	33～ 39項
(1) 地理的状況	33～ 35項
(2) 両当事国間の交渉の経緯	36～ 39項
IV. 本件紛争の主題	40項
V. 裁判所の管轄権	41～ 50項
VI. 適用のある法	51～ 55項
VII. 領海	56～176項
(1) 1974年及び2008年の合意議事録	57～ 99項
・ 海洋法条約15条における「合意」の語の使用	70～ 71項
・ 「合意議事録」の文言とその採用に係る事情	72～ 79項
・ 全権委任状	80～ 85項
・ 議事録の国連への登録	86～ 87項

- 2) 訳者注：判決原文の章立てでは、I、IIの記号はあるが、それより下には記号がなく文字タイトルのみが記されている。ただ、判決原文では、そのタイトルのみの文字が必ずしも統一的な表記・形式になっておらず（イタリックの有無、位置など）、どのような章立てになっているかは一見してすぐには分からない。また、内容についても、そのタイトルの下で、両国の主張と裁判所の見解が記されている通常の箇所以外に、両国の主張のみを紹介し裁判所の見解はタイトルのない箇所に別に記されているもの（57～99項）、裁判所の見解のみが記されているもの（461～462項）、これらのいずれでもないもの（397～423項）などがあり、全体としてどのように章立てが作成されているのか、一層分りにくくなっている。

ここでは、章立てが分かりやすいように、基本的にタイトルに(1)や(a)の記号を付すこととし、ただし57～99項と461～462項の箇所は、「・」を付して他と区別した。397～423項は同じ章立てに位置づけられるものがその後続くので、それに合わせるためやむなく(a)を付した。

【資料】 国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

(2) 黙示的な合意または事実上の合意	100～118項
(3) 禁反言	119～125項
(4) 領海の境界画定	126～176項
(a) 歴史的権原その他特別の事情	130～152項
(b) 境界画定線	153～169項
(c) St. Martin's島周辺のバングラデシュ領海における ミャンマー船舶の通航権	170～176項
VIII. 排他的経済水域及び200カイリ内の大陸棚	177～340項
(1) 単一の境界画定線	178～181項
(2) 適用のある法	182～184項
(3) 関連のある海岸	185～205項
(a) 関連のあるバングラデシュ海岸	200～202項
(b) 関連のあるミャンマー海岸	203～205項
(4) 境界画定の方法	206～240項
(5) 暫定的な等距離線の設定	241～274項
(a) 基点の選定	241～266項
(b) 暫定的な等距離線の作成	267～274項
(6) 関連事情	275～322項
(a) 凹状地形と切断効果	279～297項
(b) St. Martin's島	298～319項
(c) ベンガル湾の堆積システム	320～322項
(7) 暫定的な等距離線の調整	323～336項
(8) 境界画定線	337～340項
IX. 200カイリを超える部分の大陸棚	341～476項
(1) 大陸棚全体について境界画定を行う裁判所の管轄権	341～394項
・管轄権の行使	364～394項
(2) 権原	395～449項
(a) 権原と境界画定	397～423項

(b) 自然延長の意味	424～438項
(c) 権原の決定	439～449項
(3) 200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定	450～462項
・ 境界画定線	461～462項
(4) 「灰色海域」	463～476項
X. 不均衡性の基準	477～499項
XI. 境界画定線の記述	500～505項
XII. 本文	506項

判 決

臨席者：JESUS所長; TÜRK次長; Judges MAROTTA RANGEL, YANKOV, NELSON, CHANDRASEKHARA RAO, AKL, WOLFRUM, TREVES, NDIAYE, COT, LUCKY, PAWLAK, YANAI, KATEKA, HOFFMANN, GAO, BOUGUETAIA, GOLITSYN, PAIK各裁判官; MENSAH, OXMAN各特任裁判官; GAUTIER書記

ベンガル湾におけるバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界の画定に関する紛争において

(訳者注：バングラデシュ代表団26名及びミャンマー代表団24名の氏名と職位を省略)

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議の結果、
次のとおり判決を言い渡す。

I. 手続きの経緯

1. 2009年12月13日付の書簡で、バングラデシュ人民共和国の外務大臣は、当裁判所の所長に対し、次のことを通知した。すなわち、バングラデシュ政府は、2009年10月8日に、ミャンマー連邦（現在のミャンマー連邦共和国、後述18項を見よ）に対し、国連海洋法条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）附属書Ⅶの規定に基づき、「国際法に従い、領海、排他的経済水域及び大陸棚におけるミャンマーとの海洋境界の完全かつ満足できる境界画定を約束するため」仲裁手続を開始したこと、である。2009年12月14日、この書簡は、当裁判所の書記局において保管された。

2. この書簡において、バングラデシュ外務大臣は、当裁判所の所長に対し、ミャンマーとバングラデシュがそれぞれ2009年11月4日と2009年12月12日に海洋法条約287条に基づき行った宣言を、通知した。この宣言は、ベンガル湾における両当事国の海洋境界の画定に関する両国間の紛争の解決に関するものである。この書簡は、次のように述べる。

「バングラデシュとミャンマーの両国がITLOSの管轄権を相互に同意していることにより及び海洋法条約287条4項の規定に従い、バングラデシュは、貴裁判所が両当事国の紛争の解決のための唯一の裁判所である、と考える。」

これに基づき、バングラデシュ外務大臣は、当裁判所に対し、「バングラデシュとミャンマーの間の海洋境界紛争について管轄権を行使すること」を要請した。

3. ミャンマーの宣言は、次のように述べる。

「1982年国連海洋法条約287条1項に基づき、ミャンマー連邦政府は、ミャンマー連邦とバングラデシュ人民共和国との間のベンガル湾における両国間の海洋境界画定に関する紛争の解決のため、国際海洋法裁判所の管轄権を受け入れることをここに宣言する。」

4. バングラデシュの宣言は、次のように述べる。

「1982年国連海洋法条約287条1項に基づき、バングラデシュ人民共和国政府は、バングラデシュ人民共和国とミャンマー連邦との間のベンガル湾における両国間の海洋境界画定に関する紛争の解決のため、国際海洋法裁判所の管轄権を受け入れることをここに宣言する。」

5. これらの宣言及び、前述1項と2項で触れた2009年12月13日付のバングラデシュ外務大臣書簡を受けて、本件事件は、2009年12月14日に第16号事件として総件名簿に記載された。同日、裁判所書記は、国際海洋法裁判所規程（以下「ITLOS規程」とする。）24条2項に基づき、バングラデシュの通知の認証謄本をミャンマー政府に送付した。
6. 2009年12月17日付書簡で、裁判所書記は、本件裁判手続が開始したことを、国連事務総長に通知した。2009年12月22日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS規程24条3項に従い海洋法条約締約国に対しても、通報した。
7. 2009年12月22日付書簡で、本件事件において代理人として行動するバングラデシュ外務大臣は、当裁判所所長に対しMd. Khurshed Alam外務省特別次官をバングラデシュの副代理人に任命したことを、通知した。2009年12月23日付書簡で、ミャンマー外務省は、当裁判所に対し、Tun Shin法務大臣を代理人に、Hla Myo New外務省副局長とNyan Naing Win法務大臣室副室長を、副代理人に任命したことを、通知した。その後、2011年5月24日付書簡で、ミャンマー代理人は、当裁判所に対し、ミャンマーがKyaw San法務大臣室副室長をNyan Naing Win氏に代えて副代理人に任命したことを、通知した。
8. 2010年1月14日付書簡で、駐ドイツ・ミャンマー大使は、同日付のミャンマー外務大臣書簡を送付した。この外務大臣書簡において、ミャンマーは、「2010年1月14日に国連事務総長に対し、ITLOS管轄権を受諾するとしたミャンマー外務大臣の2009年11月4日の宣言を撤回する、とする宣言を送付した。」ことを、当裁判所書記に通知した。同日、裁判所書記は、これらの書簡をバングラデシュに送付した。
9. 2010年1月18日付の書簡において、バングラデシュ副代理人は、当裁判所書記に対し、裁判所管轄権についてのミャンマーの受諾宣言の撤回は「ITLOSです

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

でに開始した本件紛争に関する裁判手続にも、本件裁判手続に関するITLOS管轄権にも、何ら影響を及ぼすことはない」、と述べた。

10. 2010年1月25日と26日に、当裁判所の所長は、両当事国代表と協議を行い、本件に関する手続の問題に関する意見を確認した。この文脈において、前述5項で示した理由で、本件事件は第16号事件として総件名簿に記載されていることが、留意された。両当事国の代表は、当裁判所での裁判手続の開始日が2009年12月14日であると考えべきことについて、同意した。

11. 国際海洋法裁判所規則（以下「ITLOS規則」とする。）の59条と61条に基づき、裁判所長は、両当事国の見解を確認した後、2010年1月28日付命令で本件事件における訴答書面の提出期限を、バングラデシュの申述書について2010年7月1日、ミャンマーの答弁書について2010年12月1日、と定めた。裁判所書記は直ちに、両当事国にこの命令の写しを送付した。申述書と答弁書は、所長命令が定めた期限までに適切に提出された。

12. ITLOS規則59条と61条に基づき、当裁判所は、所長が両当事国の見解を確認した後、2010年3月17日付命令で、訴答書面の提出期限を、バングラデシュの抗弁書について2011年3月15日、ミャンマーの再抗弁書について2011年7月1日、と定めた。裁判所書記は、直ちに、両当事国にこの命令の写しを送付した。抗弁書と再抗弁書は、裁判所命令が定めた期限までに適切に提出された。

13. 当裁判所には、両当事国の国籍を有する裁判官がいない。両国は、ITLOS規程17条に基づき特任裁判官を選任する権利を行使した。バングラデシュは前述1項で言及した2009年12月13日付書簡でVaughan Lowe氏を、ミャンマーは2010年8月12日付書簡でBernard H. Oxman氏を、本件裁判における特任裁判官として選任した。Lowe氏の特任裁判官としての選任に対しミャンマーから異議は出されず、Oxman氏の特任裁判官としての選任に対しバングラデシュから異議は出されず、また、当裁判所内からも異議が出されなかった。そのため、裁判所書記は、両当事国に対し、Lowe氏とOxman氏はITLOS規則9条の定める厳粛な宣言が行われた後に特任裁判官として裁判手続に参加することが認められることを、それぞれ2010年5月12日付書簡及び2010年9月20日付書簡で通知した。

14. 2010年9月1日付書簡にて、Lowe氏は、当裁判所長に対し、本件裁判において特任裁判官として行動するすることができない、と通知した。
15. 2010年9月13日付書簡にて、バングラデシュ副代理人は、ITLOS規則19条4項に従い裁判所書記に対し、本件裁判においてLowe氏に代わりThomas Mensah氏を特任裁判官として選任したことを、通知した。Mensah氏の特任裁判官としての選任についてミャンマーから異議は出されず、当裁判所内からも異議が出されなかったため、裁判所書記は、2010年10月26日付書簡で、Mensah氏はITLOS規則9条の定める厳粛な宣言が行われた後に特任裁判官として裁判手続に参加することが認められることを、両当事国に通知した。
16. 2011年2月16日、裁判所長は、ITLOS規則45条に従い、口頭弁論の進め方について両当事国の代表と協議を行った。
17. 2011年7月22日付の裁判所書記宛ての書簡で、在ハンブルグ・日本国総領事が訴答書面の写しを入手したいという要請を行った。裁判所長は、両当事国の見解を確認した後、2011年8月22日付の日本国総領事宛ての書記の書簡で、ITLOS規則67条1項に基づき要請のあった写しの入手を許可した。
18. 2011年8月15日付口上書により、在ベルリン・ミャンマー大使館は、裁判所書記に対し、同国の国名を2011年3月より「ミャンマー連邦」から「ミャンマー連邦共和国」に変更したことを、通知した。
19. 2011年8月19日付命令で、裁判所長は、両当事国の見解を確認した後、口頭手続の開始日を2011年9月8日と定めた。
20. 2011年9月5日に開かれた公開廷において、バングラデシュが選任した特任裁判官であるThomas Mensah氏とミャンマーが選任した特任裁判官であるBernard H. Oxman氏が、ITLOS規則9条が定める厳粛な宣言を行った。
21. 当裁判所は、ITLOS規則68条に従い、書面手続と裁判の指揮に関して裁判官の間で意見交換をするため、2011年9月5日、6日及び7日に冒頭評議を行った。2011年9月7日、裁判所は、ITLOS規則76条1項に基づき、裁判所が特に取り上げてもらいたい2つの質問を両当事国に通知することを、決定した。その質問は、以下である。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

1. 当裁判所が200カイリを超える部分の大陸棚の境界を画定する管轄権を有するかどうかの問題を害することなく、両当事国は、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に関して何らかの見解を述べる予定があるか。
2. この争点に関する両当事国間の議論の経緯を踏まえた上で、両国は、St. Martin's島周辺のバングラデシュ領海におけるミャンマー船舶の通航権に関して、それぞれの国の立場を明確にする考えはあるか。
22. 2011年9月7日、裁判所長は、弁論に関する両当事国の見解を確認するため両国の代表と協議を行い、上述21項で触れた質問を両国に渡した。
23. 口頭手続の開始に先立ち、2011年9月7日に、バングラデシュ代理人は、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項が要求する情報を、通知した。
24. 2011年9月9日、ミャンマー代理人は、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項が要求する情報について通知し、また2011年9月14日に追加情報について通知した。
25. 2011年9月8日から24日まで、当裁判所は15回の公開廷を開いた。これらの公開廷において、当裁判所は両国から以下の者による陳述を聴取した。
バングラデシュのために：（訳者注：陳述者10名の氏名を省略）
ミャンマーのために：（訳者注：陳述者8名の氏名を省略）
26. 口頭手続において、両当事国は、いくつかの画像（地図、海図及び文書の抜粋を含む）と映像モニター上でのアニメーションを、投影した。これらの文書の電子的写しが、両当事国から裁判所書記に提出された。
27. この弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。
28. ITLOS規則67条2項の定めるところに従い、訴答書面とその付属文書の写しが、口頭手続の開始の際に公開された。
29. ITLOS規則86条の定めるところに従い、各弁論の逐語記録が、その弁論の際に使用された裁判所公用語で裁判所書記により作成された。この逐語記録の写しが、本件事件に臨席した裁判官と両当事国に回覧された。この逐語記録は、電子的な形式で公開された。

30. Jesus裁判所長は、2011年9月30日に所長の任期を終えたが、ITLOS規則16条2項に従い、本件裁判が終結するまでの間、本件裁判において引き続き裁判所を指揮した。Yankov裁判官とTreves裁判官は、2011年9月30日に裁判官の任期を終えたが、ITLOS規則68条が規定する裁判官会合に参加していることから、ITLOS規則17条に基づき、本件裁判が終結するまでの間、本件裁判において引き続き裁判官としての職を務めた。Caminos裁判官は、同じく2011年9月30日に裁判官の任期を終えたが、病気のため本件裁判手続に参加しなかった。

II. 両当事国の申立

31. 両当事国は、書面手続において、次の主張を行った。

バングラデシュは、その申述書と抗弁書において、当裁判所に対し次のことを判示し及び宣言することを要請した。

1. 領海におけるバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界線は、1974年に両国間で最初に合意され2008年に再確認された線である。境界画定を構成する7地点の経緯度は、それぞれ以下である。

地点番号	緯度（北緯）	経度（東経）
1	20度42分15秒8	92度22分07秒2
2	20度40分00秒5	92度21分05秒2
3	20度38分53秒5	92度22分39秒2
4	20度37分23秒5	92度23分57秒2
5	20度35分53秒5	92度25分04秒2
6	20度33分40秒5	92度25分49秒2
7	20度22分56秒6	92度24分24秒2

2. 地点7から先のバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界線は、方位角215度の方向に向かう線に沿って、北緯17度25分50秒7、東経90度15分49秒0の地点に至るまで、引かれる。
3. その地点から先のバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界線は、ミャンマーの通常基線から200カイリ限界の外縁にある北緯15度42分54秒1、

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

東経90度13分50秒1の地点に至るまで、引かれる。

（これらの地点はすべて、世界測地系1984（WGS84）に依る）

ミャンマーは、その答弁書及び再抗弁書において、当裁判所に対し次のことを判示し及び宣言することを要請した。

1. ミャンマーとバングラデシュの間の単一の海洋境界は、次の地点Aから地点Gを結ぶ線である。

地点番号	緯度（北緯）	経度（東経）
A	20度42分15秒8	92度22分07秒2
B	20度41分03秒4	92度20分12秒9
B1	20度39分53秒6	92度21分07秒1
B2	20度38分09秒5	92度22分40秒6
B3	20度36分43秒0	92度23分58秒0
B4	20度35分28秒4	92度24分54秒5
B5	20度33分07秒7	92度25分44秒8
C	20度30分42秒8	92度25分23秒9
D	20度28分20秒0	92度19分31秒6
E	20度26分42秒4	92度09分53秒6
F	20度13分06秒3	92度00分07秒6
G	19度45分36秒7	91度32分38秒1

（これらの経緯度は、WGS84に依る）

2. 地点Gから先の境界線は、方位角231度37分50秒9の南西方向に向かう等距離線に沿って、第三国の権利に影響を及ぼしうる海域にまで、続く。

ミャンマー連邦共和国は、本件裁判が行われている間にこれらの申立を補足または修正する権利を留保している。

32. ITLOS規則75条2項の定めるところに従い、両当事国は、口頭手続において次の最終申立を陳述した。

2011年9月22日の弁論において、バングラデシュのために

バングラデシュは、自国の抗弁書において及び口頭手続において示された事実及び主張に基づき、当裁判所に対し次のことを判示し及び宣言することを要請する。

- (1) 領海におけるバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界線は、1974年に両国間で初めて合意され2008年に再確認された線である。境界画定を構成する7地点の経緯度は、我が国の申述書及び抗弁書で示した地点である。
- (2) 地点7から先のバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界線は、方位角215度の方向に向かう線に沿って、抗弁書の申立第2項で示した経緯度に位置する地点に至るまで、引かれる。
- (3) その地点から先のバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界線は、ミャンマーの通常基線から200カイリ限界の外縁にある抗弁書の申立第3項で示した経緯度に位置する地点に至るまで、引かれる。

2011年9月24日の弁論において、ミャンマーのために

ミャンマー連邦共和国は、自国の答弁書及び再抗弁書において及び口頭弁論において示された事実及び法に関して、当裁判所に対し次のことを判示し及び宣言することを要請する。

1. ミャンマーとバングラデシュの間の単一の海洋境界線は、再抗弁書で示した通り、地点Aから地点Gを結ぶ線である。[...]
2. 地点Gから先の境界線は、方位角231度37分50秒9の南西方向に向かう等距離線に沿って、第三国の権利に影響を及ぼしうる海域にまで、続く。

Ⅲ. 背景となる事実

(1) 地理的状況 (次々ページの概略地図を見よ)

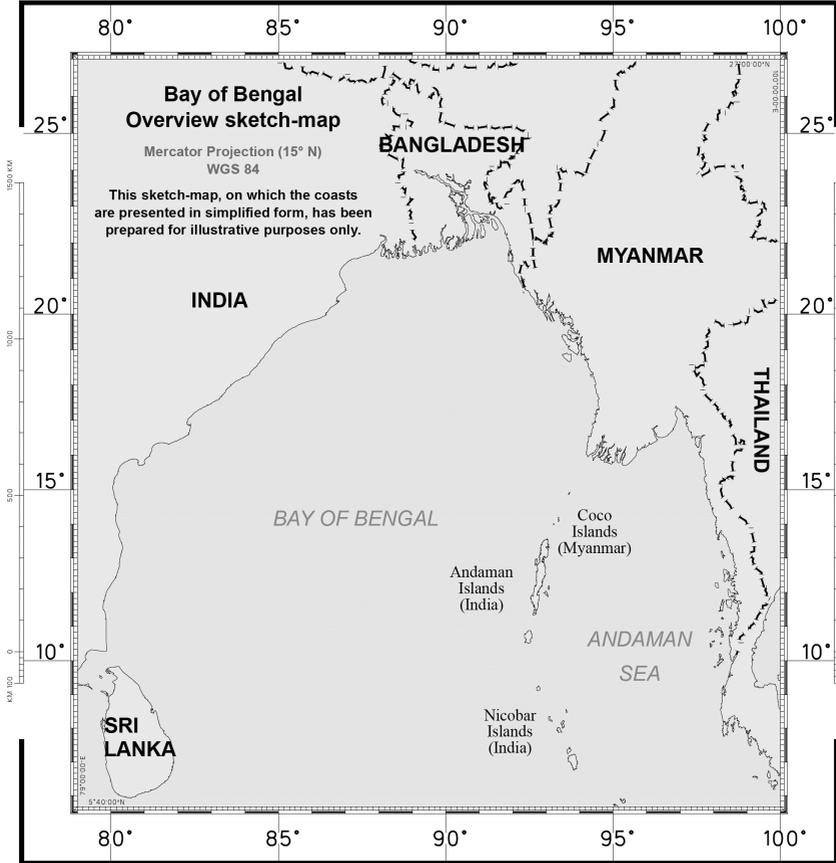
33. 本件裁判において画定が求められている海域は、ベンガル湾の北東部分にある。ベンガル湾はインド洋北東部に位置し、およそ220万平方キロメートルの広さを有しており、スリランカ、インド、バングラデシュ及びミャンマーに接している。
34. バングラデシュは、ベンガル湾の北部と北東部に位置する。同国の領土は、

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

インド及びミャンマーと国境を接しており、およそ14万7000平方キロメートルの面積である。

35. ミャンマーは、ベンガル湾の東部に位置する。同国の領土は、バングラデシュ、インド、中国、ラオス及びタイと国境を接しており、およそ67万8000平方キロメートルの面積である。

ベンガル湾の概略地図



【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

（2）両当事国間の交渉の経緯

36. 本件裁判手続が開始される以前、バングラデシュとミャンマーの間で海洋境界の画定に関する交渉が1974年から2010年まで行われた。1974年から1986年の間に8回の討議会合が、また2008年から2010年の間に6回の討議会合が、設けられた。

37. 1974年11月20日～25日にダッカで開催された第2回討議会合において、両国代表は、1974年11月23日に、「バングラデシュとビルマの間の海洋境界の画定に関するバングラデシュ代表とビルマ代表の間の合意された議事録」（以下「1974年議事録」とする。後述57項を見よ。）に署名した。

38. 2008年に討議が再開され、3月31日～4月1日にダッカで第1回討議会合が設けられ、2008年4月1日に両国代表は、「バングラデシュ代表とミャンマー代表の間で開催された両国間の海洋境界の画定に関する会合の合意された議事録」（以下「2008年議事録」とする。後述58項を見よ。）に署名した。

39. 2010年1月8日と9日にChittagongで開催された第5回討議会合で両国代表が署名した討議要旨において、バングラデシュがすでに海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続を開始したことが、留意された。

IV. 本件紛争の主題

40. 本件紛争は、ベンガル湾におけるバングラデシュとミャンマーの間の領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する海洋境界の画定に関するものである。

V. 裁判所の管轄権

41. バングラデシュは、両当事国は本件紛争に対する当裁判所の管轄権を明示的に承認しており、このことは条約287条に基づき行われた両国の宣言に反映されている、という。同国は、「本件紛争の主題は、国連海洋法条約の規定にの

み関係しており、したがって国際海洋法裁判所の管轄権に完全に服するものであって、このことは両当事国も合意している。」と述べる。

42. バングラデシュは、「(自国の) 請求の根拠は関連事実に適用される国連海洋法条約の諸規定であり、これには海洋法条約15条、74条、76条及び83条が含まれるが、これらの規定に限られない。」、「これらの規定は、領海、排他的経済水域及び大陸棚(200カイリを超える外側部分の大陸棚を含む。)の境界画定に関するものである。」という。

43. バングラデシュは、紛争中のすべての海域(領海の幅を測定するための基線から200カイリを超える部分の大陸棚を含む。)に関するバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界を画定する当裁判所の管轄権は海洋法条約において承認されていると述べて、バングラデシュとミャンマーの間の紛争に関する当裁判所の管轄権は完全に設定されている、と結論づけた。

44. 他方、ミャンマーは、海洋法条約287条1項に基づく両国の宣言は、ベンガル湾における両国の海洋境界の画定に関する本件紛争を解決する当裁判所の管轄権を受け入れた、という。同国は、当裁判所に付託された紛争は、ベンガル湾におけるミャンマーとバングラデシュの領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に関するものである、と述べる。

45. ミャンマーは、「原則として、大陸棚(200カイリを超える部分の大陸棚を含む。)の境界画定は国際海洋法裁判所の管轄権に服しうる」ことについて、争っていない。ただし、同国は、「本件において、国際海洋法裁判所は、200カイリを超える部分の大陸棚に関して管轄権を持たない」、と主張した。この点について、ミャンマーは、仮に当裁判所が200カイリを超える部分の大陸棚の境界を画定する管轄権を有すると決定したとしても、本件においては、当裁判所がその管轄権を行使することは適当でない、と主張した。

* * *

46. バングラデシュとミャンマーは、海洋法条約の締約国である。バングラデシュは2001年7月27日に同条約を批准し、同条約は2001年8月26日にバングラデシュについて効力を生じた。ミャンマーは1996年5月21日に同条約を批准し、同

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

条約は1996年6月20日にミャンマーについて効力を生じた。

47. ミャンマーとバングラデシュは、海洋法条約287条1項に基づく両国の宣言（前述3項及び4項で引用）によって、ベンガル湾における両国の海洋境界の画定に関する両国間の紛争を解決するための当裁判所の管轄権を受け入れている。また、両国の宣言は、当裁判所の裁判手続が開始した2009年12月14日の時点で、効力を有していた。

48. 海洋法条約288条1項及びITLOS規程21条によると、当裁判所の管轄権は、条約に従って当裁判所に付託されるすべての紛争及び条約に従って当裁判所に対して行われるすべての申立てに及ぶ。当裁判所の見解では、本件紛争は、海洋法条約の関連規定（特に15条、74条、76条及び83条）の解釈及び適用を伴うものである。

49. また、両当事国は、当裁判所が、領海、排他的経済水域、及び領海の幅を測定するための基線から200カイリまでの大陸棚の、境界画定に関する紛争を裁判する管轄権を有することに、合意している。

50. 以上のことから、当裁判所は、領海、排他的経済水域及び200カイリまでの大陸棚における両当事国の海洋境界を画定する管轄権を有する、と結論づける。なお、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に関する管轄権の問題については、後述341項～394項で取り上げることとする。

VI. 適用のある法

51. ITLOS規程23条は、次のように規定する。「裁判所は、すべての紛争及び申立てにつき条約第293条の規定によって決定する」。

52. 海洋法条約293条1項は、次のように規定する。「この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する」。

53. 本件裁判の両当事国は、適用のある法は、海洋法条約及び海洋法条約に反しない国際法の他の規則であることについて、合意している。

54. 海洋法条約15条、74条及び83条は、それぞれ、領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に適用のある法を定めている。本件裁判は特に大陸棚の境界画定に関係しているので、条約76条もまた特に重要である。

55. 当裁判所は、海洋法条約15条、74条、76条及び83条の規定について、領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定に関する本判決の関連部分において、検討を加えることとする。

VII. 領海

56. 領海の境界画定を取り扱うにあたり、当裁判所は、まず、両当事国が、1974年と2008年の合意議事録 (Agreed Minutes) に署名したことによりあるいは黙示的な合意により、両国の領海を事実上境界画定したのかどうかの問題を取り上げることとする。当裁判所はまた、両当事国の行動が禁反言の状況を作り出したといえるかどうか、検討する。

(1) 1974年及び2008年の合意議事録

57. 前述36項で触れたように、両当事国は、領海を含む両国間の海域の境界画定に関して、1974年から2010年の間に討議会合を設けている。第2回討議会合において、ビルマ (現ミャンマー連邦共和国) の代表団長であるChit Hlaing海軍准将と、バングラデシュ代表団長であるK. M. Kaiser大使は、1974年の合意議事録に署名した。これは次の内容である。

「バングラデシュとビルマの間の海洋境界の画定に関するバングラデシュ代表とビルマ代表の間の合意された議事録

1. バングラデシュ代表とビルマ代表は、両国間の海洋境界の画定に関する問題について、討議会合を設けた (1974年9月4日～6日にラングーンで及び1974年11月20日～25日にダッカで)。この討議は、非常に友好的で友好的で相互理解のある雰囲気で行われた。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

2. バングラデシュとビルマの間の海洋境界線の第一の部分つまり領海境界線についての画定に関して、両国代表は次のことを合意した。

I. この部分の境界線は、Naaf川にある国境線の地点1から海方向に向かって伸びた線で、St. Martin's島の最南端から12カイリの円弧がビルマ本土の海岸から最も近い地点と交差する点に至るまでの、いくつかの中継点を連結する線により形成される。これらの中継点は、St. Martin's島の海岸とビルマ本土海岸の最も近い点の間の中継点である。

上述の国境線の一般的な整列線は、この議事録に附属する特別海図第114号に記される。

II この合意された領海境界画定の方向転換地点（turning point）についての最終的な経緯度は、共同調査により収集されたデータに基づき、定められる。

3. ダッカでの討議において、ビルマ代表は次のことを述べた。すなわち、ビルマ政府が上記第2項に示した方法で領海の境界を画定することに同意したことは、ビルマ船舶が、Naaf川のビルマ側の部分への往來のためにSt. Martin's島周辺海域において自由かつ妨害のない航行の権利を有するという保障を、条件とする。

4. バングラデシュ代表は、上記第2項が示した領海の境界線に関する同国政府の了承を、表明した。バングラデシュ代表は、上記第3項が示したビルマ船舶の自由かつ妨害のない航行の保障についてのビルマ政府の立場に、留意した。

5. 領海の境界画定に関する条約案の写しが、1974年11月20日にバングラデシュ代表より、ビルマ政府の見解の表明を求めて、ビルマ代表に渡された。

6. バングラデシュとビルマの海洋境界線の第二の部分、つまり経済水域と大陸棚の境界線についての画定に関して、両国代表はこれに適用される様々な原則と規則を論じ検討した。両者は、相互に受け入れ可能な境界線に到達する目的で、この問題について討議を続けることに合意した。

(両国代表の署名)

1974年11月23日

58. 再開された第1回討議会合において、ミャンマー代表団長であるMaung Ol Lwin海軍准将とバングラデシュ代表団長であるM. A. K. Mahmood外務省特別次官は、2008年に、合意議事録に署名した。これは次の内容である。

「バングラデシュ代表とミャンマー代表の間で開催された会合の両国間の海洋境界の画定に関する合意された議事録

1. バングラデシュ代表とミャンマー代表は、2008年3月31日から4月1日まで、ダッカにおいて、両国の海洋境界の画定に関して討議を行った。この討議は、友誼的で友好的で相互理解のある雰囲気の中で行われた。
2. 両国は、1974年の海図第114号に関する暫定了解(ad-hoc understanding)について討議を行い、両国は、1974年11月23日の合意議事録第3項の「妨害のない」の語を「領海内の無害通航は、1982年国連海洋法条約の定めるところに従い行われるものとし、また、相手国の水域において相互主義に基づくものとする。」の語に代えることで、暫定的に合意した。
3. 両国は、暫定了解で言及されていた海図第114号に代えて、1974年暫定了解で合意されたように、最新かつ国際的に承認されている海図である英版海図(Admiralty Chart)第817号に基づいて以下の経緯度で記すこと、及び、以前に合意された共同測量(joint survey)に代えて共同調査(joint inspection)を行うことに、合意した。

認識番号	緯度(北緯)	経度(東経)
1.	20度42分12秒3	92度22分18秒0
2.	20度39分57秒0	92度21分16秒0
3.	20度38分50秒0	92度22分50秒0
4.	20度37分20秒5	92度24分08秒0
5.	20度35分50秒0	92度25分15秒0
6.	20度33分37秒0	92度26分00秒0
7.	20度22分53秒0	92度24分35秒0

1974年の合意議事録の他の内容は、同一のままとする。

4. バングラデシュ側が提案した排他的経済水域と大陸棚の境界画定の起点

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

(starting point) は、両国が合意したようにSt. Martin's島の最南端とミャンマー本土から引いた12カイリの円弧（それぞれの海岸線からの領海の限界）が交差する点か、またはSt. Martin's島とOyster島を結ぶ線上にあり3対1の割合でOyster島側に近い点、である。バングラデシュ側は、1982年国連海洋法条約121条及び島と岩の地位に関する他の先例に言及して、Oyster島は排他的経済水域及び大陸棚を有しない、と主張した。バングラデシュ側は、また、1982年国連海洋法条約121条が定める島の制度に従い、St. Martin's島は完全な効果を有することを、強調した。

5. ミャンマー側は、排他的経済水域と大陸棚の起点は、St. Martin's島とOyster島を結ぶ線の間中点である、と主張した。ミャンマー側は、海洋法条約7条4項、15条、74条及び83条に言及し及び関連する裁判例を引用して、両国の海岸線の均衡を考慮すべき、と主張した。ミャンマーは、また、ミャンマー本土と向かい合っているSt. Martin's島に完全効果を与えているが、Oyster島も完全効果を有すべきである、なぜなら同島は住民がいて灯台も設置されているためである、と主張した。ミャンマー側は、同島の完全効果が認められないなら、St. Martin's島に与えた完全効果を見直す必要が出てくる、と述べた。
6. 両国は、また、海洋境界画定に適用される様々な衡平な原則と規則及び国家実行について討議し検討を行った。
7. 両国は、相互に受け入れ可能な海洋境界線に到達するため、両国の都合のよい日にミャンマーにおいてこの問題について引き続き討議することに、合意した。

（両国代表者の署名）

2008年4月1日、ダッカにて

59. さて、当裁判所は、この合意議事録についての両当事国の立場について、検討する。
60. バングラデシュが最終申立において当裁判所に対し要請したことは、特に、領海におけるバングラデシュとミャンマーの間の海洋境界線は、1974年に両国

間で初めて合意され2008年に再確認された線である、と判示し及び宣言することである。

61. バングラデシュによると、両当事国は、1974年11月に、第2回討議会合で合意に到達した。同国は、両国の代表は、その合意の内容を確認した上で、両国代表者が署名をしている特別海図第114号において、合意された線を共同して記してこのことを明確にしている、という。同国はまた、その後、この両国の合意は、1974年の合意議事録の形式に「格下げされて記された」、と述べる。

62. バングラデシュは、1974年の交渉の際ミャンマーに条約案を提示した、という。バングラデシュは、ミャンマーはこの文書に署名しなかったが、それはこの国境線に合意しなかったからではなく、両国の合意は排他的経済水域と大陸棚を含んだ包括的な海洋境界画定条約に組み入れることが望ましいと考えたからである、と述べる。

63. バングラデシュによると、「その後、領海の問題は両国において解決済みとして扱われ」、「両国とも、この問題に懸念を示すことも別の方法を提案することもなかった」。同国は、「1974年に合意がなされてから34年後の2008年9月に初めて、ミャンマーが、この合意はもはや効力を持たない、と申し出たのである」、という。

64. バングラデシュの考えでは、1974年の合意議事録は、「有効で、拘束力を有しかつ実効的とする意図を有する」。同国は、この議事録は両国に関して権利義務を創設するものであり、したがって、海洋法条約15条の意味における「合意」を構成する、と述べる。同国はまた、「実際のところ、1974年の合意議事録は、領海の境界画定についてのミャンマーの『合意』に言及する文言を特に用いている」。同じ理由で、同国は、2008年の合意議事録もまた拘束力を有する合意を示すものである、という。

65. これに対し、ミャンマーは、海洋法条約15条の意味における両当事者間の合意の存在を否定する。同国の主張によると、1974年の合意議事録の「形式と文言」の両方から、「両国代表の間でのいわゆる『1974年合意』は、進行中の交渉の一部として、技術レベルでの討議の段階で得られた了解に過ぎない」。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

同国の考えでは、将来的に、地点1から地点7を、ミャンマーに帰属する海域とバングラデシュに帰属する海域の間の完全な境界画定に関する全般的な合意において適当な方法で含めるつもりでいたことは、疑いを入れない、という。

66. ミャンマーによると、1974年の合意議事録は、交渉レベルで到達した条件付き合意以上のものではない。同国代表が何度も明確にしたように、同国政府は、様々な紛争海域のすべてにおいて境界画定紛争を解決する条約でない限り署名も批准もせず、また、排他的経済水域と大陸棚に関して合意が得られない限り領海について何ら合意することはないことを、強調する。また、ミャンマーは、バングラデシュはこの点についてのミャンマーの立場を十分に認識していた、と述べる。

67. ミャンマーの主張によると、1974年の合意議事録に含まれた了解の条件は、この文書は拘束力を有するとするバングラデシュの主張と相容れない。同国によると、この暫定了解は次の2つを条件としている、という。

「第一に、第2項³⁾は、両国間の了解は、『ビルマ船舶が、Naaf川のビルマ側の部分への往來のためにSt. Martin's島周辺海域において自由かつ妨害のない航行の権利を有するという保障』という条件に服することを、定めている。続けて、第4項は、『バングラデシュ代表は、上記第3項が示したビルマ船舶の自由かつ妨害のない航行の保障についてのビルマ政府の立場に、留意した』、とのみ述べている。……この争点は、将来の交渉と解決に委ねられているのである。……」

「この規定における第二のかつ決定的な条件は、議事録の第4項と第5項に見られる。第4項は、『バングラデシュ代表は、上記第2項が示した領海の境界線に関する同国政府の了承を、表明した』と記している。しかし、この第4項は、この境界線についてのミャンマー政府の了承については、何も述べていない。続けて第5項は、『領海の境界画定に関する条約案の写しが、1974年11月20日にバングラデシュ代表より、ビルマ政府の見解の表明を求

3) 訳者注：第3項の誤りと思われる。

めて、ビルマ代表に渡された。』と記している。

68. ミャンマーは、更に、1974年の合意議事録は、両国のいずれについても有効な憲法規定に合致していない、と述べる。

69. ミャンマーの考えでは、判例法上、境界画定の合意は軽々に推定されるものではない、という。同国は、この考えを支持するものとして、カリブ海領土海洋紛争事件(ニカラグア対ホンジュラス)に関するICJの判決(*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 735, para. 253)に言及した。

・海洋法条約15条における「合意」の語の使用

70. バングラデシュは、海洋法条約15条の「合意」は必ずしも「すべての意味において、正式に交渉され拘束力のある条約」であるとは限らない、と主張する。

71. これに対し、ミャンマーは、「この規定において考えられたことは、国際法上拘束力を有する合意であること」を強調する。したがって、問題は1974年の合意議事録が国際法上拘束力を有する合意つまり条約を構成するかどうか、また、その規定によりこの議事録が海洋境界画定を定めたかどうか、である、という。

・「合意議事録」の内容とその採択に係る事情

72. バングラデシュは、1974年の合意議事録が拘束力ある合意を反映しているとする見解を支持するにあたり、その議事録の内容が「明白かつ明瞭であり、「その通常の意味は、国境線が合意されていること、である」と主張する。バングラデシュによると、「この文言は、特別海図第114号に示される通りの地点1から地点7までの線を、St. Martin's島とミャンマー沿岸の間の間に位置する境界線として、明白に定めている」。同国は、1974年の合意議事録の内容は、合意された線をこの海図に共同して引いた際に両国代表が確認した、という。また、同国は、この合意の趣旨及び目的とこれが交渉された際の文脈もまた明白であり、「海洋境界線について交渉すること」である。更に、合意が存

在することは、「合意議事録」という文言からも証明される、という。

73. バングラデシュは、1974年の合意議事録の内容は、2008年の合意議事録で確認されており、2つの小さな修正を除き同一のままである、という。2008年の合意議事録における第一の修正点は、「最新かつ国際的に承認されている海図である英版海図第817号に基づいて以下の経緯度」で記すとしたことである。第二の修正点は、1974年の合意議事録の第3項の「妨害のない」の語を、「領海内の無害通航は、1982年国連海洋法条約の定めるところに従い行われるものとし、また、相手国の水域において相互主義に基づくものとする。」の語に代えたことである。

74. バングラデシュは、更に、1974年の合意議事録は「黒海海洋境界画定事件における議事録（procès-verbal）と極めて類似または同一である」という。なぜなら、両者は「いずれも、[条約法に関する]ウィーン条約7条1項(b)の規定に従い簡易方式の協定を締結する権限を有する公務員により交渉された合意、を記録している」からである。

75. これに対し、ミャンマーは、「合意議事録」の表現は国際関係において「会合の記録について」普通に用いられるものであり、「交渉参加者が条約を構成する意図を有する文書について通常用いられる名称ではない」、と主張する。ミャンマーは、1974年の合意議事録の正式名称は、「バングラデシュとビルマの間の海洋境界の画定に関するバングラデシュ代表とビルマ代表の間の合意された議事録」であって、この1974年の合意議事録は「バングラデシュ代表とビルマ代表の間」で締結されたものであることを、強調する。ミャンマーによると、「2つの主権国家間の法的拘束力を有する条約ならば、その名称の中に、代表の間の、と表記されることはまずない」。同国は、2008年の合意議事録について、同様の指摘をしている。

76. ミャンマーによると、「通常の文言」から考えると、1974年の合意議事録は「法的に拘束力を有する合意を構成する意図を持たない」、と主張する。特にミャンマーは、この議事録の第1項の最初の文言は「明らかに会合記録の文言であって、法的に拘束力ある合意の文言ではない」、という。1974年の合意議

事録の第2項は、「海洋境界線の第一の部分にのみ関係する。このことは、他の部分は最終の合意が得られる前に交渉されるべきものであることを意味する」のであって、この第2項は、両国代表が国境は線により形成されることについて合意したことを記録しているに過ぎない。第4項は、「バングラデシュ代表」は「自由かつ妨害のない航行の保障についての」ビルマ政府の立場に「留意した」、と記している。第6項は、排他的経済水域と大陸棚の海洋境界に関する討議を続ける、と記している。

77. ミャンマーは、2008年の合意議事録の内容に触れて、「これもまた、この文言は討議記録のものであって、条約による約束の文言ではない」と述べる。同国は、また、2008年の合意議事録の文言も、この議事録が1974年の合意議事録を「暫定了解 (an *ad-hoc* understanding)」として述べていることから、バングラデシュの主張に合致する、という。更にまた、2008年の合意議事録の第2項は「両国は、……暫定的に (*ad referendum*) 合意した」と記しており、この文言は、「両国代表は、この問題をそれぞれの自国政府に持ち帰る意図を有している」ことを示している、という。

78. ミャンマーによると、1974年の合意議事録と2008年の合意議事録が作成された状況は、「これらの議事録は、交渉の最初の段階で得られた条件付き暫定了解 (*ad hoc* conditional understanding) 以上のものではなく、両交渉国の間で拘束的合意になることはない」ことを確認している、という。

79. ミャンマーは、更に、1974年の合意議事録は、黒海海洋境界画定事件(ルーマニア対ウクライナ) ICJ判決 (*ICJ Reports 2009*, p. 61) で問題となった1949年の一般議事録と比較できるものではない、と主張する。同国は、これら2つの文書の本質的な違いを指摘して、1949年一般議事録の現実の内容と文脈は1974年の合意議事録の内容と文脈と全く異なることを主張し、また、1949年一般議事録の当事国はこれが法的に拘束力を有する国際的協定であることに合意していたことを、指摘する。

・全権委任状

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

80. ミャンマー代表の権限の問題について、バングラデシュは、1974年の合意議事録に署名したビルマ代表団長は1974年にバングラデシュと交渉を行う適当な地位を有しており、「簡易手続で協定を締結する全権委任状を必要としなかった」という考えを示している。バングラデシュの主張によると、仮にビルマ代表団長がその権限を持たなかったとしても、この協定は、条約法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」とする。）8条が定めるところにより、「当該国の追認」があれば有効である。この点について、バングラデシュは、1974年の合意議事録は「2008年に追認され再度採択された」、という見解を示した。

81. バングラデシュは、次のようにいう。

「問題は、両当事国が、簡易手続であったとしても、境界線について合意したかどうかであって、両国の合意が、正式に交渉された条約であるのか条約について交渉またはこれを批准する権限を有する代表者により署名されたものであるのか、ではない。」

82. バングラデシュは、カメルーン／ナイジェリア領土海洋境界事件（カメルーン対ナイジェリア、赤道ギニアの第三国参加）ICJ判決（*ICJ Reports 2002*, p. 303, at p. 429, para. 263）において、国際司法裁判所（ICJ）が、「Maroua宣言は、境界線を示す書面による国際的合意を構成すること、したがってこの宣言は国際法により規律され1969年条約法条約の意味における条約を構成するものであること、を判示」したことを、指摘する。

83. これに対し、ミャンマーは、1974年11月の交渉に加わったミャンマー代表団は、「法的に拘束力を有する条約の締結を自国政府に約束させる」権限を有していなかった、と主張する。同国は、この点について、ビルマ代表団長であったHlaing准将は、海軍将校であって、条約により拘束されることについて同国の同意を表明するためミャンマーを代表するとはみなされえない、なぜなら彼は条約法条約7条2項が定めるような国家の上級職の地位にないからである、という。また、条約法条約7条1項が定める事情は本件事件には適用されない、なぜなら、Hlaing准将はミャンマー政府が与えた全権委任状を有してはおらず、またミャンマーとバングラデシュが全権委任状を与えると考えたとする事情は存

在しないからである、という。

84. ミャンマーの見解によると、条約法条約8条により、条約の締結に関して国を代表するとはみなされえない者の行った行為は、その国による追認がない限り、法的効果を伴わない。同国は、また、追認されるべきことは権限のない者の行為であるとし、この行為それ自体は法的効果を持たないから、「この行為は無効な合意をもたらすことはない」、と述べる。同国は更に、このことは、「条約法条約8条が、条約の締結及び効力発生に関する第2部に位置づけられており」、条約の無効、終了及び運用停止に関する「第5部に位置づけられていないことから、明らかである」、と述べる。

85. ミャンマーは、本件事件はカメルーン／ナイジェリア領土海洋境界事件とは比較しえない、という。同国は、この事件に触れつつ次のように述べる。

「ICJは、Maroua宣言は国際的合意を構成すると認定した。その理由は、条約を構成する要素として認められているもの、特にMaroua宣言に拘束されるとするナイジェリアとカメルーンの同意が、満たされているから、である。両国の国家元首の署名は、拘束されることについての両国の同意を十分に明確に表明するものである。しかし、本件事件は、これと異なっている」。

・議事録の国連への登録

86. ミャンマーの主張によると、1974年と2008年の合意議事録は国連憲章102条1項が義務づける国連事務総長への登録がなされておらず、このことは、両当事国が、「1974年議事録と2008年議事録は拘束力ある合意であると考えていなかった」ことを示している、という。同国はまた、両国とも、海洋法条約16条2項が義務づけているように、これら合意議事録に記された海図または経緯度の表を公表しておらず、また国連事務総長に提出していない。ミャンマーは、事務総長への提出の有無は決定的ではないけれども、提出の有無はこれらの議事録の地位についてのバングラデシュとミャンマーの意図を指し示すものである、という。

87. これに対して、バングラデシュは、カタル／バーレーン海洋境界画定・

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

領土問題事件ICJ判決を引用して、反論する。この判決において、ICJは次のように述べた。「他方で、条約の無登録または登録の遅延は、合意の現実の有効性について何らの結果ももたらさず、条約は依然として両当事国を拘束する」（管轄権及び受理可能性、*ICJ Reports 1994*, p. 112, at p. 122, para. 29）。

* * *

88. 当裁判所は、ここで、1974年の合意議事録が海洋法条約15条の意味における合意を構成するかどうかの問題を検討する。

89. 海洋法条約15条の趣旨及び目的に照らして考えると、「合意」の語は、法的に拘束力ある合意を指す。当裁判所の見解では、重要なことは、文書の形式や表題ではなく文書の法的性質と内容である。

90. 当裁判所は、「豊進丸」事件において、合意議事録が合意を構成する可能性があることを認めて、「ロ日漁業合同委員会などの合同委員会の議事録は、両当事国間の権利義務の淵源となりうる」、と述べた（豊進丸事件（日本対ロシア連邦）早期釈放判決、*ITLOS Reports 2007*, p. 18 at p. 46, para. 86）。ICJは、カタル／バーレーン海洋境界画定・領土問題事件判決において、「国際的な合意は、いくつかの形態があり多様な名称が用いられることがあり、合意議事録が拘束力ある合意を構成することもある、と述べている（管轄権及び受理可能性、*ICJ Reports 1994*, p. 112, at p. 120, para. 23）。

91. 当裁判所は、本件事件の状況において、1974年の合意議事録がこのような合意を構成するかどうかを判断しなくてはならない。

92. 当裁判所は、1974年の合意議事録の内容から、この議事録は、交渉において得られた条件付き了解の記録であり、海洋法条約15条の意味における合意ではない、と考える。このことは、この議事録の文言、特に、領海の境界画定は包括的な海洋境界条約の一部とするというこの議事録に明記された条件に照らして、支持される。

93. 1974年の合意議事録が作成された状況からは、この議事録が、法的義務を作り出すとか拘束力ある約束を示すという意図があるとは、思われない。この

討議の当初から、ミャンマーは、領海の境界画定に関して別途協定を締結する意図がないこと、また領海、排他的経済水域及び大陸棚を対象とする包括協定を望んでいたことを、明らかにしている。

94. これに関して、1974年11月25日にダッカで開催された第2回討議会合についてバングラデシュが作成した報告書で同国が次のように述べていることを、指摘しておく。

「7. 領海の境界画定に関する条約案の写しが、1974年11月20日にバングラデシュ代表より、ビルマ政府の見解の表明を求めて、ビルマ代表に渡された。ビルマ側の当初の反応は、領海の境界画定に関する別途の条約ないし協定を締結するつもりはない、ということであった。ビルマ側は、領海と大陸棚の境界を定める単一の包括的条約の締結を望んでいた。」

95. 当裁判所は、海域の境界画定は慎重に扱うべき問題 (sensitive issue) であると考え。ICJが述べるように、「恒久的な海洋境界の設定は非常に重大な問題であって、その合意は安易に推定されるべきでない」(カリブ海領土海洋紛争事件(ニカラグア対ホンジュラス) ICJ判決、*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 735, para. 253)。

96. 法的に拘束力ある協定を締結する権限の問題についていうと、1974年の合意議事録が署名された時、ビルマの代表団長は、条約法条約7条2項が定める、全権委任状の提示を要求されることなく自国に締結を約束させることができる地位にある代表ではなかった。また、ビルマ代表団が、条約法条約7条1項に従い自国に効果を発生させるために必要な権限を有していると認められるような証拠は、当裁判所に提出されていない。このような状況は、関係国の2人の元首が署名したMaroua宣言の状況とは、異なる。

97. 両当事国が拘束力ある国際協定についてそれぞれの憲法上必要とされる手続にこの1974年の合意議事録を付していないことも、この合意議事録は法的拘束力を有するとは意図されていなかったことを示している。

98. これらの理由で、当裁判所は、両当事国が1974年の合意議事録に署名したことにより法的に拘束力ある協定を締結したと考えるべき理由はない、と結論

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

づける。当裁判所は、2008年の合意議事録についても、同じ結論である。その理由は、この2008年議事録は、独立した約束ではなく、1974年の合意議事録に記録された内容を単に確認するものに過ぎないためである。

99. 以上に照らすと、国連憲章102条1項に従い1974年の合意議事録が登録されていないこと、及び、海洋法条約16条2項に従い海図または地理学的経緯度の表が国連事務総長に寄託されていないことについては、取り上げる必要はないと考える。

(2) 黙示的な合意または事実上の合意

100. 次に、両当事国の行動が、領海における境界線に関する黙示的な合意または事実上の合意の証拠となっているかどうかについて、検討する。

101. バングラデシュの主張では、両当事国は合意された境界画定に従って30年以上にわたって行動しており、このことから、領海における境界線に関して黙示的な合意または事実上の合意があったといえる、という。同国は、この立場を支持するにあたり、両国が「合意された領海に対して、平和的及び平穩に施政と管理を行っている」、同国はこの既存の合意に依拠してミャンマーの船舶に対しSt. Martin's島の周辺海域を通ってNaaf川まで「自由に航行する」ことを許可している、と主張する。

102. バングラデシュは、1974年境界線についての両国の約束を説明するに当たり、同国の沿岸漁業者が行っている漁業活動がSt. Martin's島とミャンマー海岸の間の海域であるのはこの1974年境界線に依拠しているためである、という。同国が提出した漁業者からの宣誓供述書によると、彼ら漁業者たちはこの領海において本件両裁判当事国の間で合意された境界線があると信じており、その境界線はSt. Martin's島とミャンマー本土の海岸線のほぼ中間線である。その結果、彼ら漁業者たちは、その境界線のバングラデシュ側に限定して漁業活動を行い、船上でバングラデシュの国旗を掲げている。同国は、更に付言して、彼ら漁業者の中には、船がたまたま針路を誤りその合意された境界線を越えた際

にミャンマー軍により要撃されたことがある、と証言する者もいる、という。

103. 更にまた、バングラデシュは、その合意された境界線の西側で行われている自国の海軍が行う軍艦活動と沿岸警備隊が行う空挺による巡回その他の活動を説明する宣誓供述書を提出したことを、指摘する。

104. 同様に、バングラデシュは、両当事国が、1974年境界線をその後の最新の海図、つまり英版海図第817号(国際海図第7430号)(以下「英版海図第817号」とする。)に記載するための行動をとったことにも、触れている。

105. バングラデシュは、1985年11月の両国での交渉の際に、ミャンマー代表団長であったミャンマー外務大臣が行った発言において、「外務大臣は、1974年の無権限で行われたとされる交渉を拒否するどころか、ダッカで署名された議事録に是認の意を以て言及していた」、という。

106. バングラデシュは、ミャンマーが2008年1月16日付の口上書でバングラデシュに対し境界線の両側で測量作業を行う意思があることを通告したことについて、次のように述べている。「ミャンマーがこの海域のすべてを自国領海内にあると考えているのなら、なぜミャンマーはバングラデシュの同意を求める必要があるのか。2008年のミャンマーのこの行動は、中間線までの領海に対するバングラデシュの主権を是認したものであり、また、ミャンマー自身、この口上書で、この文脈において1974年の合意議事録にはっきりと言及すらしている」。

107. バングラデシュのこれらの主張に対し、ミャンマーは次のように反論する。すなわち、両当事国の行動(両国代表団長による1974年合意議事録の署名を含む。)は、領海の境界画定に関し両国間の黙認ないし事実上の合意を確認するものではない。ミャンマーは領海における境界画定を何ら黙認していない。ミャンマーの見解では、「バングラデシュは、両国が合意議事録に従って当該水域において施政を行ってきたとか、あるいはミャンマーの船舶が合意議事録に従いSt. Martin's島周辺海域で自由かつ妨害されない航行の権利を享有していたという主張を示すような証拠を、提出していない」。ミャンマーによると、そのような実践が存在するとしても、「その存在は1974年での了解と無関係であ

る」、という。

108. これに関して、ミャンマーは次のように指摘する。すなわち、両国の交渉の際、ビルマ代表団長であったHlaing准将は、その交渉相手に対し、St. Martin's 島周辺海域におけるミャンマー船舶の通航は、「当該海峡を使用するビルマ軍艦が長年従ってきた慣例（routine）である。[...] 同司令官は、ビルマ側は妨害されない航行を求めたがそれは1948年以降行使してきた既存の権利を求めたに過ぎない、と付言した」。

109. ミャンマーによると、バングラデシュが作成した海軍士官と漁業者の宣誓供述書は、本件において関連のある証拠を含むとはいえない、という。バングラデシュの公務員である海軍士官は、海洋境界線の位置に関するバングラデシュの地位を支持すべき明確な利益を有する。これに関して、ミャンマーは、判例法、つまり、ニカラグア事件（ニカラグア対アメリカ合衆国）ICJ判決（本案、*ICJ Reports 1986*, p. 14, at p. 42, para. 68）とコンゴ領軍事活動事件（コンゴ民主共和国対ウガンダ）ICJ判決（*ICJ Reports 2005*, p. 168, at pp. 218-219, para. 129）に依拠し、また、特にカリブ海領土海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）ICJ判決（*ICJ Reports 2007*, p. 659, at. 731, para. 243）に言及した。

110. ミャンマーによると、同国の外務大臣が1985年11月19日にラングーンで行った発言で強調したミャンマーの立場は、合意議事録の文言は領海の境界画定と排他的経済水域・大陸棚の境界画定を単一の文書で同時に解決すべきことを明らかに意味している、ということであった。

111. バングラデシュが言及した2008年1月16日のミャンマーの口上書について、ミャンマーは、バングラデシュはこの口上書の文言を無視している、と主張する。ミャンマーによると、この口上書が記したことは、国連海洋法条約の締約国であるバングラデシュとミャンマーはいずれも、「原則として」12カイリまでの領海の権利を有すること、及び、St. Martin's 島は「原則として1982年国連海洋法条約に従って」領海を有すること、である。この口上書は、「明らかに協力を求めたものであって、同意を求めているではない」のであり、合意された境界線に依拠することを差し控えている。ミャンマーの見解では、バングラデシ

ユの主張と異なり、この口上書はこれらの事項に関するミャンマーの立場に完全に合致する、という。

* * *

112. 当裁判所は、まず、バングラデシュが提出した宣誓供述書の問題を取り上げることとする。この文脈において、当裁判所は、ICJのカリブ海領土海洋紛争事件判決(ニカラグア対ホンジュラス)を想起する。同判決は、次のように述べている。

「宣誓供述書の形式で作成された証人陳述の取り扱い、注意が必要である。このような宣誓供述書を評価するためには、いくつかの要因を考慮しなくてはならない。その要因には、供述書が国の公務員が作成したのかそれとも裁判の結果に利害関係のない民間人が作成したのか、供述書は事実の存在を証明するものなのかそれとも特定の事態についての意見を示すに過ぎないものなのか、が含まれる。」(判決、*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 731, para. 244)

113. 当裁判所は、バングラデシュが提出した漁業者の宣誓供述書は、領海における合意された境界線の存在についての証拠を構成しない、と考える。この供述書は、単に、特定の事態についての民間人の意見を示すものに過ぎない。

114. 海軍士官の宣誓供述書は、本件裁判の結果に利害関係を有しうる公務員によるものである。

115. 当裁判所は、バングラデシュが提出した宣誓供述書は、領海の境界画定に関して両当事国の合意があるという主張を支持する確信的な証拠を提供しないと結論づける。

116. 次に、両当事国の行動を検討するに当たり、1985年11月19日に両当事国間の第6回討議会合の際にミャンマー外務大臣が行った発言と、2008年1月16日にミャンマー外務大臣がバングラデシュ外務大臣に宛てた口上書を、取り上げる。当裁判所の見解では、この発言と口上書は、1974年の合意議事録が定めた境界線に関するミャンマーの黙示的な合意または事実上の合意を示すものではない。前者についていうと、ミャンマー外務大臣が述べたことは、バングラデシュが

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

提案した境界線を受け入れるための条件は境界画定に関するすべての問題が単一の文書で同時に解決されることだ、ということであった。また、後者についていうと、ミャンマーが口上書で強調したことは、両国が「まだ海洋境界を画定していない」こと、及び、ミャンマーがバングラデシュの協力を求めるのは「この隣人精神にある」ということであった。

117. この点について、ICJは「黙示的な法的合意の証拠は圧倒的に強力なもの（compelling）でなくてはならない」（カリブ海領土海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）ICJ判決、*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 735, para. 253）と述べるが、当裁判所も同意見である。

118. 当裁判所は、バングラデシュが提出した証拠は、領海の境界線に関する黙示的な合意または事実上の合意の存在を証明するに不十分である、と結論づける。

(3) 禁反言

119. 第三に、禁反言の法理が本件に適用可能であるかどうかの問題に移る。

120. バングラデシュは、正義の基本的考慮から、ミャンマーは1974年合意が有効で拘束力があるとする以外のことを言うことは許されない、と主張する。これに関して、プレアピヘア寺院事件（カンボジア対タイ）において、ICJは次のように述べている。

「タイは、[フランスの地図]を受け入れないと主張することは、自身の行動から許されない。同国は、50年もの間、1904年条約が与えた利益（国境の安定という利益だけでも十分である）を、享受してきた。フランスと、フランスを通じてカンボジアは、タイがこの地図を受け入れていることに依拠していた。……もはや、タイは、紛争解決の利益を主張し及びその利益を享受し続けておきながら、その紛争解決に同意した当事者という立場を否定することは、許されない。」（本案判決、*ICJ Reports 1962*, p. 6, at p. 32）

121. バングラデシュによると、「ICJの理由づけと結論は、本件においても同様に適用される。30年以上の間、ミャンマーは1974年合意の利益（海洋境界の安定の利益だけでなく、バングラデシュ領海における自由通航の権利を含む）を享受してきた」、という。

122. これに対し、ミャンマーは、バングラデシュはミャンマーの行動に依拠した結果自国に不利益が生じたことを確証していない、と主張する。ミャンマーによると、「第一に、バングラデシュの主張－ミャンマー船の妨害なき通航を許可した－は、何ら証拠に基づいていない。第二に、バングラデシュは、漁業に関して1974年議事録を遵守したことを示す証拠を示していない。第三に、バングラデシュは、同国が示した事実がどのように自国に不利益が生じたのかを示していない。ミャンマーが行った行動や言明にバングラデシュがどのように依拠した結果自国に不利益が生じたのか、明らかでない」、という。

123. したがって、ミャンマーは、自国の行動は「禁反言の存在を確証するに必要な、明白で統一的でかつ明確な行動とはいえない」、と結論づけた。

* * *

124. 国際法上、禁反言の状況が存在するのは、ある国がその行動により一定の状況の外観を作り出し、他国がその国の行動に誠実に依拠して行動または行動を控えたために自国に不利益 (detriment) が生じた、という場合である。禁反言の概念の効果は、国は、自国のその行動のため、一定の状況に同意していないまたは承認していないと主張することは許されない、ということである。これに関して、当裁判所は、北海大陸棚事件ICJ判決 (*ICJ Reports 1969*, p. 3, at p. 26, para. 30) とメイン湾海洋境界画定事件ICJ判決 (*ICJ Reports 1984*, p. 246, at p. 309, para. 145) の記述に留意する。

125. 当裁判所の見解では、両当事国が1974年合意議事録が定める境界線に従って自国水域に対して施政を行ったとしてバングラデシュが提出した証拠は、決定的でない。ミャンマーの行動に応じてバングラデシュがその立場を変更して自国に不利益が生じたあるいはその行動に依拠したために何らかの被害 (prejudice) を受けたことを示す事実は、ない。これらの理由で、当裁判所は、

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

バングラデシュの禁反言の主張は支持できない、と結論づける。

（4）領海の境界画定

126. 1974年の合意議事録と2008年の合意議事録は海洋法条約15条の意味における合意を構成しないこと、バングラデシュは海洋境界に関して黙示的な合意または事実上の合意の存在を証明していないこと、及び禁反言の要件が満たされていないことを踏まえて、当裁判所は、これからバングラデシュとミャンマーの間の領海の境界を画定する。

127. 本件において適用のある海洋法条約15条は、次の規定である。

「2の国の海岸が向かい合っているか又は隣接しているときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとっても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線を越えてその領海を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない。」

128. ミャンマーとバングラデシュは、本件事件において領海の境界画定に適用のある法は海洋法条約15条が定めていることについて、意見が一致している。

129. 海洋法条約15条に従い、等距離原則の適用に先立ち、境界画定を行うべき海域に関連する歴史的権原その他特別の事情の存在の可能性を考慮しなくてはならない。

（a）歴史的権原その他特別の事情

130. まず歴史的権原であるが、境界画定を行うべき海域において歴史的権原が存在するという証拠はなく、また両当事国もそのような権原の証拠を援用していない。

131. 次に特別の事情についてであるが、ミャンマーは、両当事国間の領海の境

界画定の文脈においてSt. Martin's島の問題を特別の事情として取り上げた上で、同島は重要な特別の事情でありそのため中間線から乖離せざるを得ない、と主張する。同国によると、St. Martin's島は、ミャンマーの海岸のすぐ近くに位置し、Naaf川の南側にある。同川の南端は、ミャンマーとバングラデシュの間の陸上の国境線の端であり、両国の海洋境界線の起点である、という。

132. ミャンマーによると、St. Martin's島はバングラデシュの地理において孤立した地形であり、バングラデシュではなくミャンマーの本土に向かい合っている位置している。ミャンマーの見解では、領海の境界画定にあたりSt. Martin's島に完全効果を与えるとすると、それほど大きくないこの地形によって海岸線の一般的な形状から大幅な逸脱が生じることになる、という。

133. 更にまた、ミャンマーは、一般に、海岸が主に隣接している関係の場合は島はより誇張された逸脱を生み出し、他方、海岸が向かい合っている場合はその逸脱はそれほど極端なものにならない、という。本件においてはこの違いを考慮に入れなくてはならない、なぜなら、ミャンマー本土とSt. Martin's島の間の海岸の関係は、純粹に向かい合っている関係から純粹に隣接した関係へと移っているからである⁴⁾。

134. ミャンマーによると、この文脈においては、バングラデシュの本土海岸、ミャンマーの本土海岸及びSt. Martin's島の3者の位置関係から、同島は、境界線が両国の本土海岸の間にどのように引かれてもその線のミャンマー側に位置することになる。したがって、St. Martin's島は、このような境界線の「間違っただ側」にある、という。

135. ミャンマーによると、St. Martin's島は、同島が属するバングラデシュではなくミャンマーの海岸の対面にあるということだけなら、同島は「沿岸の島 (coastal island)」ということではできない。同島は海洋法条約121条1項及び2項の意味における島でありしたがって海域を有することができることは確かであ

4) 訳者注：ミャンマー本土とSt. Martin's島は純粹に向かい合っている関係でしかないため、この文は意味不明である。恐らく、隣接した関係であるバングラデシュ本土への言及が欠けたものと思われる。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

るが、しかし、その海域の境界画定は、「他の領土に適用されるこの条約の規定に従って」行われなくてはならない。これに関して、St. Martin's島は、それ自体で特別の事情を構成するものであり、したがって両当事国の海岸の間に引かれる中間線を移動させまたは調整することとなる、という。

136. ミャンマーは、この方法が、領海とその他の海域の両方の境界画定に関する判例法に合致している、という。これに関して同国が言及した裁判例として、英仏大陸棚事件仲裁判決（1977年6月30日判決、*RIAA*, Vol. 18, p. 3）、チュニジア／リビア大陸棚事件ICJ判決（*ICJ Reports 1982*, p. 18）、メイン湾海洋境界画定事件ICJ判決（*ICJ Reports 1984*, p. 246）、及びドバイ首長国／シャルジャ首長国国境事件仲裁判決（1981年10月19日判決、*ILR*, Vol. 91, p. 543）がある。

137. ミャンマーは、国家実行にも依拠して、「中小の大きさの島は通常完全に無視されており」、こういった海洋地形にほとんど全く効果を与えないとする「顕著な傾向」がある、という。

138. 他方、バングラデシュは、St. Martin's島は「特別の事情」であるというミャンマーの主張に対して、関連する領海部分における海岸の地理的状況から考えてこの主張は正しくない、と述べる。バングラデシュによると、ミャンマーは、「『特別の事情』など存在しないのに、これをでっち上げようとしている」という。「そうするため、ミャンマーは、本土と本土の間の等距離線を全く人為的に作成して、[...] St. Martin's島を完全に存在しないかのようにしている」、と述べる。そして、ミャンマーは望むような結果が得られるよう現実を無視している、という。つまり、ミャンマーが主張しうる等距離線は、St. Martin's島の北側を通る線である。バングラデシュは、「ミャンマーは、この偽りの地理的技巧を用いて、St. Martin's島がミャンマーの海域内に位置するという結論を導いた」、という。

139. バングラデシュは、ミャンマーが、St. Martin's島がミャンマーとバングラデシュの両海岸の間の等距離線の「間違った」側にある、同島は中間線から乖離せざるを得ない重要な特別の事情である、と主張したことに対し、ミャンマーのこの主張は、ミャンマーがこれまで長い間St. Martin's島は12カイリ領海を

有すると認めていた事実から大きく逸脱する、と述べる。

140. バングラデシュは、ミャンマーが判例法と国家実行から導いてSt. Martin's島に完全効果は与えられないとした結論に、強く反対した。これに関して、バングラデシュは、St. Martin's島に完全効果が与えられないとしてミャンマーが言及したいくつかの事例は、以下の理由で無関係である、という。第一に、これらの事例は領海の境界画定を扱ったものではなく、排他的経済水域と大陸棚の境界画定に関するものである。第二に、ミャンマーが引用した境界画定条約のほとんどは、本件事件と地理的に異なる海域における海洋境界を定めたものである。第三に、ミャンマーが援用した多くの条約は、主権その他の問題を解決するために到達した政治的解決を反映している。

141. バングラデシュは、St. Martin's島に完全効果を与えるべきことを主張するため、カタル／バーレーン海洋境界画定・領土問題事件判決、カリブ海領土海洋紛争事件判決、及び黒海海洋境界画定事件判決における島嶼の扱いに、言及した。

142. バングラデシュによると、海洋境界画定に関する国家実行がはっきりと示しているように、海岸に面した島は海洋境界画定に重要な関わりを有しうる。すなわち、島は、海洋法条約121条1項の定める島であるなら、12カイリの領海を有することができ、原則として排他的経済水域と大陸棚を有することができる。また、国が島周辺の領海を主張する権利も慣習国際法上確立した原則であり、ミャンマーもこのことを認めている。バングラデシュの見解では、St. Martin's島が特別の事情として扱われるよう海洋法裁判所を説得する責任はミャンマーが負うのであるが、ミャンマーはその責任を果たしていない、という。

143. バングラデシュによると、St. Martin's島は「陸上の境界線から6.5カイリ南西の地点にあり、バングラデシュからも同じ距離に離れた場所にある」。同島は、「およそ8平方キロメートルの広さで、約7000人の住民を有し」ており、また、「バングラデシュの海軍と沿岸警備隊のための重要な活動拠点として」用いられている。漁業が「この島における重要な経済活動であり」、「毎年36万人を超える観光客を受け入れている」。そして、「この島は、その土地が広く

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

耕作されており、住民の必要の大部分を満たすだけの十分な食料を生産している」、という。

144. バングラデシュは、St. Martin's島は「ミャンマー本土の海岸の対面に」あり「両国の海岸から適切に引かれた境界線の南側」に位置するというミャンマーの主張に、反論する。ミャンマーの主張は間違っており、その主張は「対面（frontage）の語についてのミャンマーの奇妙な理解と『適切に引かれた』の語の独特な使い方」を前提としている。英版海図第817号から、次の2点が明白である。第一に、St. Martin's島はバングラデシュにもミャンマーにも同じくらいに近い場所にある。その距離は、バングラデシュから4.547カイリ、ミャンマーから4.492カイリ、である。第二に、St. Martin's島はバングラデシュの海岸から12カイリ以内にある。

145. バングラデシュは、結論として、「St. Martin's島とバングラデシュ本土との距離、同島の住民の多さ、そしてその重要な経済的役割から考えると、同島がバングラデシュの海岸線の不可分の一部であるという結論に合致している」とし、St. Martin's島が「完全な12カイリ領海を有することができる」と、述べた。

* * *

146. さて、St. Martin's島が、バングラデシュとミャンマーの間の領海の境界画定に当たり特別の事情を構成するかどうかについて、検討しよう。

147. まず、判例法も国家実行も、海洋境界画定において島に与えられる効果に関する一般規則を示していない。その効果は、各事案の個々の事情による。

148. 境界画定において島に与えられる効果は、その境界画定が、領海に関するものなのか領海を超えた海域に関するものなのかにより、異なる。沿岸国の権利の性質と沿岸国の海域の範囲の両方が、この点に関係しうる。

149. St. Martin's島はミャンマー本土の海岸の対面にあるが、ミャンマーの海岸と同程度にバングラデシュの本土の海岸にも近接した場所にあり、また、バングラデシュ本土の海岸から12カイリ領海内の場所に位置する。

150. ミャンマーが言及した事例と国家実行のほとんどは、領海の境界画定では

なく排他的経済水域または大陸棚の境界画定に関するものであり、したがって、領海の境界画定に直接に関係しない。

151. 判例法において領海の境界画定に当たり島に完全効果が与えられなかった先例がないわけではないが、そのように扱われた島は、例えばQit'at Jaradah島のように通常は「重要でない海洋地形」、つまり非常に小さな島であり、居住する人がおらず植物が生育していないような地形であった(カタール/バーレーン海洋境界画定・領土問題事件ICJ判決、本案、*ICJ Reports 2001*, p. 40, at p. 104, para. 219)。当裁判所の見解では、St. Martin's島は、大きさと人口及び経済的活動その他の活動の程度を考慮すると、重要な海洋地形(significant maritime feature)である。

152. 当裁判所は、本件事件の事情において、St. Martin's島を条約15条の適用上特別の事情として取り扱うことを正当化する特段の理由はなく、両国の間の領海の境界線を引くに当たり同島に完全効果を与えることを妨げる特段の理由もない、と結論づける。

(b) 境界画定線

153. 海洋法条約15条によると、両当事国の領海は等距離線により画定される。

154. 境界画定線の作成にあたり考慮すべき最初の段階は基点(base points)の選定であり、この基点から境界画定線が引かれることとなる。

155. 境界画定線を引くにあたり、両当事国は、自国の海岸の低潮線に基づいて基点を用いており、そのために両国が用いた地理学的経緯度は、世界測地系1984(WGS 84)に依って、測地原子として示されている。

156. 両国が基点の問題について用いた通常の方法を否定すべき理由はない。したがって、当裁判所は、両国が用いた英版海図第817号で示された低潮線から、等距離線を引くこととする。

157. 両国は、境界画定線の起点(starting point)について合意している。この起点は、1966年にビルマとパキスタンの間で合意された陸上の国境線に対応す

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

るもので、両国が作成した地図では地点Aとして記されている。その経緯度は、北緯20度42分15秒8、東経92度20分29秒0、である。

158. 両国の見解が異なるのは、等距離線の方向が転換する最初の方向転換地点（turning point）の位置である。つまり、St. Martin's島の効果が発生する地点はどこからか、である。この地点は、ミャンマーの地図では地点B（北緯20度41分03秒4、東経92度20分12秒9）として記されており、バングラデシュの抗弁書2.102項では同国の等距離線上に地点2A（北緯20度40分45秒0、東経92度20分29秒0）として記されている。

159. バングラデシュによると、ミャンマーが地点Bと記しているのは誤りであり、「ミャンマーがそのような誤りを行ったのは、Naaf川河口のバングラデシュ海岸の最短距離を無視したためである。[...] その代わりに、ミャンマーは、バングラデシュ海岸上にあるより遠い基点（地点B1）を用いた。[...] もしミャンマーが正しい基点を用いたなら、[...] 同国の地点Bはもっと南側の場所、すなわち地点2Aに置かれたはずである」、という。

160. 弁論において、ミャンマーは、地点Bの正しい場所についてのバングラデシュの主張に異議を唱えなかった。ミャンマーの認識では、「技術的な観点では、バングラデシュが示した領海線について異議はない」とした上で、「関連のある海岸地形が決められたなら、2国の基線上の最も近い地点から等距離線を計算することが、素直な方法である」、という。

161. 英版海図第817号に示された両国の海岸を検討して、当裁判所は、バングラデシュが示した地点2Aを受け入れることとする。

162. 地点2Aから先の部分については、ミャンマーとバングラデシュが以下に示した方向転換地点で定められる区分は、類似している。

ミャンマーの方向転換地点

地点B1：北緯20度39分53秒6、東経92度21分07秒1

地点B2：北緯20度38分09秒5、東経92度22分40秒6

地点B3：北緯20度36分43秒0、東経92度23分58秒0

地点B4：北緯20度35分28秒4、東経92度24分54秒5

地点B5:北緯20度33分07秒7、東経92度25分44秒8

地点C:北緯20度30分42秒8、東経92度25分23秒9

バングラデシュの方向転換地点

地点3A:北緯20度39分51秒0、東経92度21分11秒5

地点4A:北緯20度37分13秒5、東経92度23分42秒3

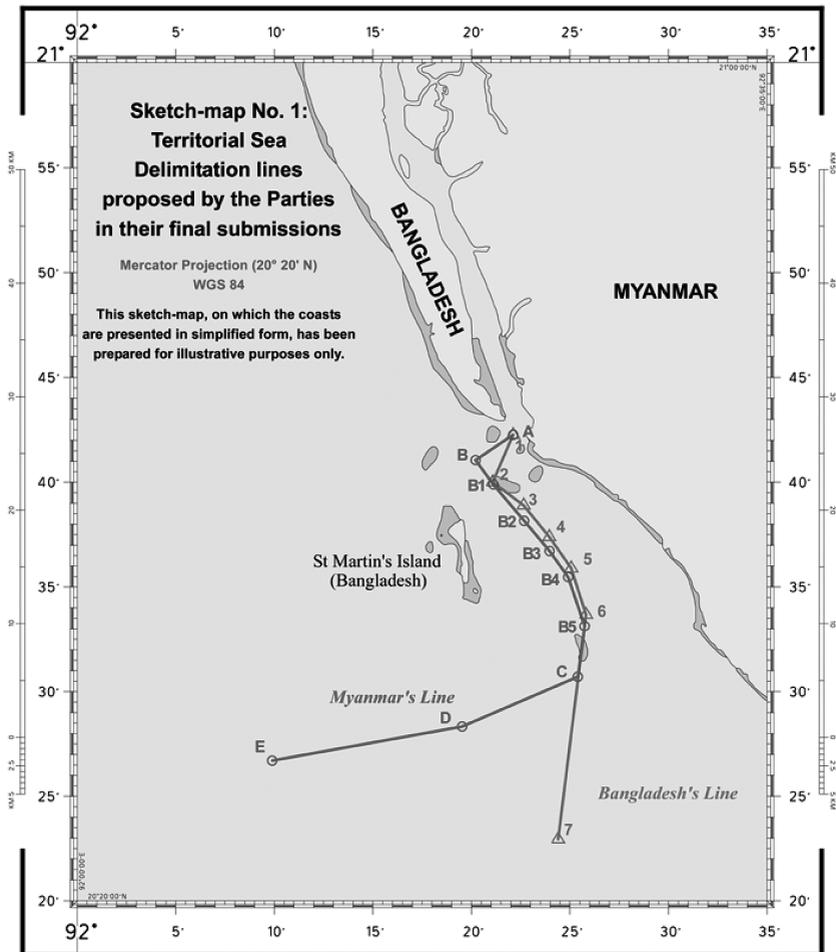
地点5A:北緯20度35分26秒7、東経92度24分58秒5

地点6A:北緯20度33分17秒8、東経92度25分46秒0

163. 地点Cから先の部分について、両国が示した境界画定線の区分は、St. Martin's島に与えられる効果に関する両国の立場により、かなりの違いがある。

164. 当裁判所は、St. Martin's島に完全効果が与えられると結論づけているので、境界画定線は両国の領海が重複しない地点までの等距離線に従うべきであると決定する。

地図 1：領海 — 両国が最終申立てで提案した境界画定線



165. 当裁判所は、領海の境界画定のための等距離線の作成に関連する両国海岸をすでに検討しており、バングラデシュが提案した地点8Aまでについての等距離線(バングラデシュ抗弁書2.102項で示されたもの)における経緯度が、両国のそれぞれの海岸(St. Martin's島を含む。)の低潮線から測定された等距離線を適切に定めている、と考える。この低潮線は、英版海図第817号に再録されている。

166. 以上に述べた理由で、当裁判所は、両国の間の領海を画定する等距離線は、以下の経緯度で示される地点1~8とそれを結ぶ測地線(geodetic line)で定められる、と決定する。

地点1:北緯20度42分15秒8、東経92度22分07秒2

地点2:北緯20度40分45秒0、東経92度20分29秒0

地点3:北緯20度39分51秒0、東経92度21分11秒5

地点4:北緯20度37分13秒5、東経92度23分42秒3

地点5:北緯20度35分26秒7、東経92度24分58秒5

地点6:北緯20度33分17秒8、東経92度25分46秒0

地点7:北緯20度26分11秒3、東経92度24分52秒4

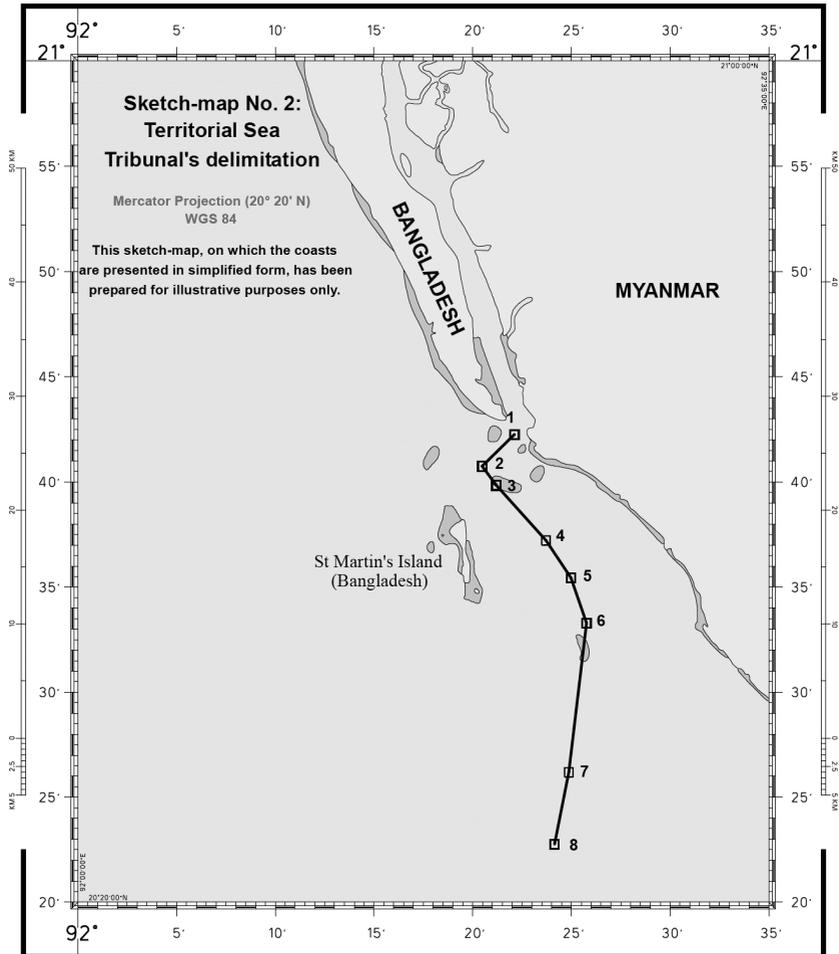
地点8:北緯20度22分46秒1、東経92度24分09秒1

167. その境界画定線は、次ページの地図2において示されている。

168. 領海の境界画定においてSt. Martin's島に完全効果が与えられていることから、この境界画定線は、同島の領海がミャンマーの領海と重複することのない地点に至るまで、引かれる。この地点で、St. Martin's島周辺の領海は、ミャンマーの排他的経済水域と大陸棚に接する。このことは、地点8から先にある、St. Martin's島の領海12カイリの円弧で決められる海域において、生じる。

169. したがって、地点8から先の領海について境界画定を行う必要はない。St. Martin's島の領海がミャンマーの領海と重複しない海域では、バングラデシュは同島の12カイリ領海の権利を有する。もしこれと異なる結論があるとするなら、その結論は、バングラデシュが自国の領海に対して有する主権よりも、ミャンマーが自国の排他的経済水域と大陸棚において有する主権的権利と管轄権の方を、優位させるものである。

地図2：領海 — 裁判所による境界画定



(c) St. Martin's島周辺のバングラデシュ領海におけるミャンマー船舶の通航権

170. St. Martin's島周辺のバングラデシュ領海におけるミャンマー船舶によるNaaf川への往来のための自由で妨害のない航行の問題は、境界画定との関係では検討すべき問題ではない。しかし、この問題はミャンマーにとっては特別の関心事である。

171. これに関して、当裁判所は、両当事国に対し次の質問に回答するよう要請した。「この争点に関する両当事国間の議論の経緯を踏まえた上で、両国は、St. Martin's島周辺のバングラデシュ領海におけるミャンマー船舶の通航権に関して、それぞれの国の立場を明確にする考えはあるか」。

172. ミャンマーは、この権利の保障は「決定的に重要である」が、バングラデシュが「ミャンマーが求めるような保障を与えたことはない」、という。ミャンマーによると、バングラデシュ領海における通航には問題がなかったが、その主な理由は、「何らの保障がないままでは」ミャンマーは自国の権利を試そうとしなかったためである。総じて言うと、「St. Martin's島周辺のバングラデシュ領海におけるミャンマー船舶の通航権に関する地位は、満足とはいえない状況である」、という。

173. この点について、バングラデシュの申述書では、「1974年11月の合意の一部としてまたこの合意を考慮して、バングラデシュはまた、ミャンマー船舶に対し、Naaf川への往来のためのSt. Martin's島周辺のバングラデシュ海域における自由かつ妨害されない航行の権利を与えることに、合意した」、と記されている。

174. 当裁判所からの要請に回答して、本件裁判の代理人でもあるバングラデシュ外務大臣は、弁論において次のように述べた。

「遅くとも1974年以降、バングラデシュとミャンマーは、ベンガル湾における海洋境界に関する大規模な交渉を行ってきた。34年もの期間において、両国はおよそ13回の会合を開いた。我々は、当初からかなり大きな成果を得た。特に、1974年の第2回会合において、我々は領海における海洋境

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（1）

界線に関して合意に到達した。その詳細は、明日の弁論で申し述べる。この合意は、30年以上にわたり両国により完全に適用され尊重された。この合意の結果、St. Martin's島周辺の我が国領海におけるミャンマー船舶の通航権に関する問題は、何ら生じていない。もし何らかの問題があったのなら、ミャンマーは、2つの訴答書面のそれぞれでその証拠を示す機会があった。しかし、同国はそうしなかった。問題がなかったからである。我が国は、今後も自国の法的義務に関してミャンマー船舶の通航を尊重し続けることを、ここで改めて表明したい。」

175. その後バングラデシュ補佐人は、次のように述べた。「我が国の外務大臣兼代理人が海洋法裁判所からの直接の質問に回答して述べたことは、我が国の約束である」。

176. 当裁判所は、バングラデシュによるこの約束に留意する。

(未完)

(2020年5月31日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS科研費19H00567）による成果の一部である。